規審 9 - 8

令和4年2月8日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 企画調整室

安全研究・防災支援部門の決裁権限とその実施状況について

安全研究・防災支援部門における決裁権限に関しては、令和 2 年度の規制支援審議会での意見を踏まえて、被規制施設を含む部門の長を兼務している理事/部門長の決裁権限の一部(規制支援に係るもの)を理事長による決裁に変更するという対応を行った。すなわち、令和 3 年 3 月 26 日付で、規制支援に係る事項について、決裁権限を部門長から理事長に変更する理事長達(別紙参照)を制定し、令和 3 年 4 月 1 日から施行した。

これを受けて、前年度までに懸案となっていた、部門長による決裁については、 利益相反の課題に不都合な事象は生じないこととなった。ただし、昨年度までの 確認事項については、引き続き確認を行い、報告することとする。具体的には、 大きく分けて①受託研究への応募、②研究成果の公開、③人事、及び④予算の執 行、の4つの分野において確認した。確認方法は、規審9-7と同様に、企画調 整室による自己点検である。

まず、①の受託研究への応募及び②の研究成果の公開については、被規制部門から独立した立場にあるセンター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

次に、③の人事の観点からは、

- センター内の人事権は、センター長が持つ。
- ・センター長人事等については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を 要する。
- ・新入職員採用枠の配分については、理事会議審議マターであり、理事長の決 裁を要する。

こととなっているため、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。なお、令和3年度は、センター長人事に変更はなかった。

人事に関する事項のうち、「理事長及び部門長が設置する委員会の開催並びに 委員の選定及び委嘱」については、前述の決裁権限の変更手続きにより、部門長 から理事長へ決裁権限を変更して決裁(2件)したことから、部門長による決裁は行われていない。。

最後に、4の予算執行の観点からは、次の通りとなっている。

- 2 億円までの物品取得請求等*はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・2 億円を超えて 10 億円までの物品取得請求等*は部門長の決裁を要する^(注)。
- 10 億円を超える物品取得請求等*は理事長の決裁を要する。
- (注) この決裁権限は、機構全体で統一的な基準として定められた規程による ものであり、当部門ではこの権限を理事長に変更した。

実施状況として、令和3年度における、2億円を超える契約請求は1件であり、理事長の決裁を受けた。本案件について、センター内担当部署の請求内容と契約仕様との間に相違はなく、かつ透明性のある契約方式(一般競争入札)により契約されていたことから、部門の中立性・透明性を確保した決裁が保たれていると考えられる。

*:物品請求、役務、不動産等、委託研究に関する契約請求に関するもの

以上